

スポーツ組織統合 準備委員会 法人格について

法人格の比較

●法人格と新団体の方針・在り方のマッチ具合

一般社団法人(以下「社団」)は「人の集まり」に法人格が与えられ、一般財団法人(以下「財団」)は「財産」に法人格が与えられる。

>財団は財産の維持・運用が目的とされるため、基金や寄付金などで運営を行い、財産を理事が管理する。

>社団は社会貢献などを目的とされ(収益事業も可能だが利益分配は行わない)、会員から資金を募り法人の運営資金に充てる。

●運営時の費用や税制上のメリット

どちらも「公益」ではなく「一般」のため、税制上の差はほとんどない。財団法人の場合は、純資産が2期連続300万円以下になった場合は解散となる

●設立時の費用

社団は設立に12-3万円、定款等の変更にも3万円かかるため、手続き関連のみで15-20万円ほどの費用が掛かるまた、「合併契約書」の作成に専門家を入れる必要があるだろう(100万円以上かかる見込み)。財団を継続する場合は、定款変更周りのみとなるため、5万円程度ですむ

●指定管理の引き継ぎの手間

どちらの場合もそんなに掛からない。

●現財産の取り扱い

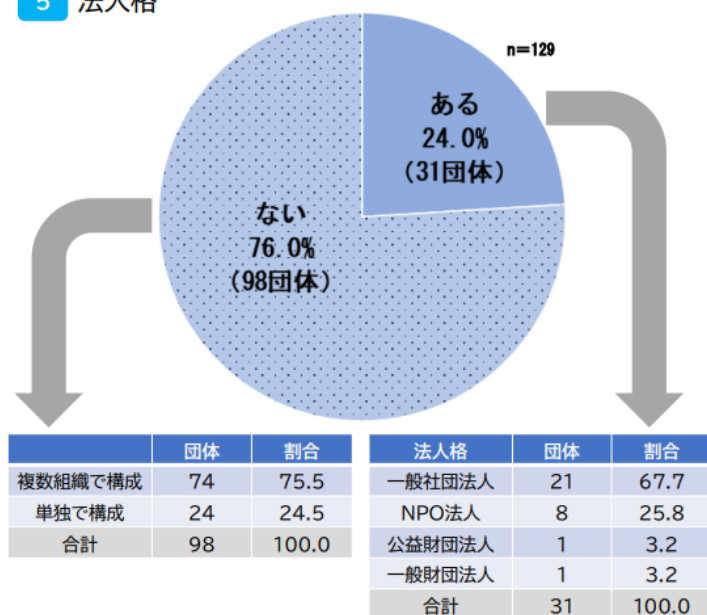
名寄スポーツ協会の繰越金(公益目的財産2200万円、一般財産2200万円)の取扱いは、新法人設立の場合は一度市に戻すなどのステップを踏むことになる。

体制・マネジメント上の差

	一般財団法人	一般社団法人
設立者	出資者1名以上	社員2名以上
設立に必要な財産	300万円以上	0円でも設立可
設立に必要な役員等の人数	理事3名以上 監事1名以上 評議員3名以上	理事1名以上
機関構成	評議員、評議員会、理事、理事会、監事	理事（理事会・監事の設置は任意）
最高議決機関	評議員会	社員総会
議決権	1評議員1票	1社員1票
設立手続に必要な費用	制限なし	制限なし

地域スポーツコミッションに関する主なデータ

5 法人格



スポーツ団体・少年団、スポーツコミッションはどちらも75%以上が法人格を持たない。

持っている中では、スポーツ団体・少年団はNPO法人が37.9%、公益財団法人が28.5%、一般財団法人が18.6%である(笹川スポーツ財団「スポーツ振興に関する全自治体調査 2015年」)。

スポーツコミッションは一般社団法人が67.7%、NPO法人が25.8%、公益財団・一般財団がそれぞれ3.2%となった。

2022年一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構
 「スポーツコミッションの組織体制及び活動概況に関する調査」
 対象: 2021年9月時点でスポーツ庁が把握していた地域SC168団体
 調査期間: 2021年9月~12月
 調査票回収数: 129 (回収率76.8%)

一般社団法人設立ステップ

2-3週間程度
12万円程度

STEP 1

機関設計を行う

STEP 2

定款の作成

STEP 3

定款の認証

STEP 4

必要書類の作成

STEP 5

法務局で登記申請

STEP 6

役所等で各種手続き

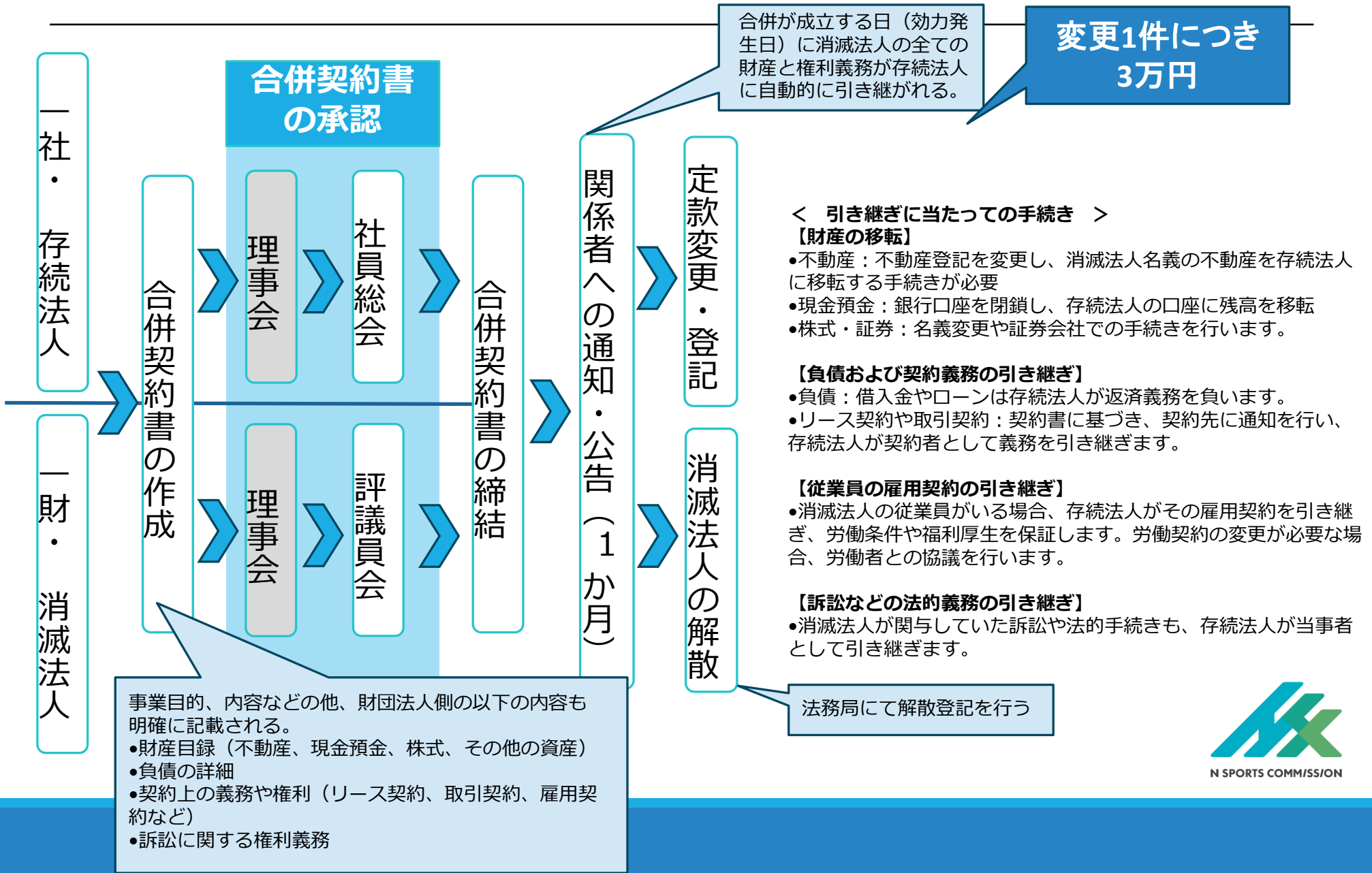
◎現在の想定
社員総会+理事+理事会+監事
+会計監査人

- 1.定款(紙の場合は1通)
- 2.一般社団法人設立登記申請書
- 3.設立時社員の決議書
- 4.設立時理事・監事の就任承諾書
- 5.設立時理事の印鑑証明書
- 6.印鑑届出書



N SPORTS COMMISSION

一般社団法人と既存財団法人の統合



現・一般財団法人を利用する

